

基発1026第1号  
職発1026第2号  
平成23年10月26日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公印省略)  
職業安定局長  
(公印省略)

「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示第416号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

- 1 岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表1参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から同年12月14日までにその期限が到来するものについて、同年12月15日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、当該地域を除く地域（別表2参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

明治三十五年三月二十七日 日刊（行政機関の休日休刊）  
第三種郵便物認可 可 日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務一四一）

### （省令）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八三）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八四、四八八）

○戸籍法第百十八條第一項の規定による指定に関する件（同四八九）

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働四一八）

○保安林の指定をする件（農林水産二一〇四、二一一九）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇七二、一〇七四）

○航路標識に関する件（海上保安庁三三二、三三五）

### （国会事項）

### （人事異動）

国家公安委員会 警察庁 岩手県 山形県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 長野県 岐阜県 大阪府 兵庫県 広島県 愛媛県 福岡県 鹿児島県 仙台市 千葉市 名古屋市 堺市 神戸市 広島市

### （叙位・叙勲）

### （皇室事項）

### （官庁報告）

### （官庁事項）

旅券法第十九條の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

### （労働）

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示一三、大阪同七、兵庫同六、七）

## （公告）

### 諸事項

官庁  
証券無効関係  
裁判所  
相続 公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
会社その他

## 省令

○総務省令第百四十二号  
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日  
総務大臣 川端 達夫  
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一條第四項」を「第三十一條第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二條の八とする。

一 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

- (1) 電気通信設備の設置又は保守
- (2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
- (3) 情報の提供
- (4) 電気通信設備の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

ハイの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合に、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

告示

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号イの表本メイフラン株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社メイフラン株式会社 滋賀県甲賀市土山町大野五千一番地 溶接

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社薄衣電解工業 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目三番一 めっき

○法務省告示第四百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号イの表に次のように加える。

エタカ工業株式会社 愛知県安城市里町日吉一番地十七 機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社丸東製作所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町七百六十 電気機器組立て

○法務省告示第四百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号イの表に次のように加える。

伊藤製パン株式会社 東京都墨田区亀沢一丁目十一番四号 パン製造

第二号ロの表に次のように加える。

坂本工業株式会社 群馬県太田市別所町二百九十二番地 溶接

有限会社真通商 愛知県一宮市森本五丁目二十一番二十号 婦人子供服製造

○法務省告示第四百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第四百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号の表に次のように加える。

イチウ工業株式会社 千葉県船橋市本郷町五百十八番三号 内装仕上げ施工

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

第二号の表株式会社菅宮ホテルの項中「愛知県幡豆郡吉良町大字宮崎字宮前十二番地」を「愛知県西尾市吉良町宮崎宮前十二番地」に改める。

○法務省告示第四百八十九号

戸籍法第百八十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

平成二十三年十月二十六日 法務大臣 平岡 秀夫

北海道釧路市都賀町長

○厚生労働省告示第四百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百三十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二條第一項(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年法律第十九号」といふ。)、第二十三條第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給法(以下「平成二十三年度子ども手当支給法」といふ。)、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法(以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」といふ。)

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)、及び厚生年金特例法(平成十九年法律第三十一号、以下「厚生年金特例法」といふ。)(第二條第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十

三号)第六十二條及び労働保険の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」といふ。)(第三十條(失業保険法及び労働者災害補償保険法の)一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」といふ。)(第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」といふ。)(第三十八條第一項の規定により適用される場合を含む。)(第三十七條第一項の規定により適用される場合を含む。)(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十一年政令第百三十五号)第三條第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(平成二十三年厚生労働省告示第六十六号)において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十三年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)

及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

地域)に於ては、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十三年度子ども手当支給法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)

及び厚生年金特例法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

地域)に於ては、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十三年度子ども手当支給法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)



職発 1026 第 1 号  
平成 23 年 10 月 26 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 416 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 14 日までにその期限が到来するものについて、同年 12 月 15 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。  
また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 23 年 12 月 15 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域  
(別表1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域(別表2)

都道府県名	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

# 官報

編集印刷局  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(総務一四一)

### 〔省令〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号下の規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務四八三)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号下の規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同四八四、四八八)

○戸籍法第百十八條第一項の規定による指定に関する件(同四八九)

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働四一六)

○保安林の指定をする件(農林水産二一〇四、二一〇九)

○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一〇七二、一〇七四)

○航路標識に関する件(海上保安庁三三二、三三五)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁 岩手県 山形県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 長野県 岐阜県 大阪府 兵庫県 広島県 愛媛県 福岡県 鹿児島県 仙台市 千葉市 名古屋市 堺市 神戸市 広島市

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

旅券法第十九條の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知(外務省)

### 労働

最低賃金の改正決定に関する公示(千葉労働局最低賃金公示二、三、大阪同七、兵庫同六、七)

## 〔公 告〕

### 諸事項

官庁  
証票無効関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
会社その他

## 省 令

○総務省令第四十一号  
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十八号)の施行に伴い、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年十月二十六日  
総務大臣 川端 達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令  
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一條第四項」を「第三十二條第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二條の八とする。

- 一 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項
- イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他の特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容
- (1) 電気通信設備の設置又は保守
- (2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
- (3) 情報の提供
- (4) 電気通信業務の提供に関する契約の媒介、取次若しくは代理又は業務の受託
- ロ 特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況
- ハ イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合に、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況





○平成23年12月15日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域  
(別表1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納期限等を指定しない地域 (別表2)

都道府県名	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村